

建築物等耐震化支援事業について

(差替え後)
(資料45-1)

<耐震化の流れ>

耐震診断

補強設計

耐震改修工事

※耐震診断、補強設計、耐震改修工事には補助制度があります。

<平成29年度まで>

普及啓発
(重点地区内)

個別訪問や地域説明会等により、耐震化の普及啓発と区の支援制度の周知を行う。
(22年度第4回審議会です承事項)
(22年度第7回審議会です承事項)
(24年度第1回審議会です承事項)
(26年度第2回審議会です承事項)

簡易な耐震診断
(予備耐震診断)

無料で建築士を派遣し、
簡易な耐震診断(予備耐震診断)と
区の支援制度の周知を行う。
(18年度第2回審議会です承事項)

まずは無料の耐震診断を！

<平成30年度から>

普及啓発
(重点地区以外)

個別訪問や地域説明会等により、耐震化の普及啓発と区の支援制度の周知を行う。
(本審議会です報告)

詳細な耐震診断

※簡易な耐震診断に加えて
無料で建築士を派遣し、
詳細な耐震診断(耐震診断)※と
区の支援制度の周知を行う。
(本審議会です報告)

※詳細な耐震診断(耐震診断)とは
建築物の耐震性能(上部構造評点)を計算する



耐震くん